

漁業調整委員会等指示集

鹿児島海区漁業調整委員会

熊毛海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会

鹿児島県内水面漁場管理委員会

鹿児島県商工労働水産部水産振興課

令和 8 年度

目 次

I 海区漁業調整委員会指示

1	マダイの採捕についての指示	1
2	アサヒガニの採捕についての指示	3
3	浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示	5
4	うみがめの採捕についての指示	7
5	ヒラメの採捕についての指示	11
6	ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示	12
7	シラヒゲウニの採捕についての指示	13
8	ウナギの採捕についての指示	14

II 内水面漁場管理委員会指示

1	コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	16
2	ウナギの採捕についての指示	18

【別冊：要領等】

1	浮魚礁敷設承認取扱要領（鹿児島海区）	19
2	浮魚礁敷設承認に係る審査基準（鹿児島海区）	22
3	浮魚礁敷設承認取扱要領（熊毛海区）	24
4	浮魚礁敷設承認に係る審査基準（熊毛海区）	28
5	浮魚礁敷設承認取扱要領（奄美大島海区）	29
6	浮魚礁敷設承認に係る審査基準（奄美大島海区）	33
7	うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（鹿児島海区）	34

8	うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（熊毛海区）	38
9	うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（奄美大島海区）	42
10	ソデイカ漁業の承認取扱要領	46
11	シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領	47
12	海区漁業調整委員会指示期間一覧	52
13	内水面漁場管理委員会指示期間一覧	56

※ 令和8年4月1日時点で作成。

※ 改元日以降の日付を旧元号「平成」により表示している場合、新元号「令和」による日付に読み替えるものとする。

編集・発行：鹿児島県商工労働水産部水産振興課

問合せ先：最寄りの鹿児島県水産担当課（本庁、熊毛支庁及び大島支庁）

I 海区漁業調整委員会指示

1 マダイの採捕についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会

鹿児島海区漁業調整委員会指示第5－1号

鹿児島海区におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和6年3月5日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

次の区域において、全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

- (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾（以下「鹿児島湾」という。）
- (2) 南さつま市（平成17年11月6日現在における川辺郡坊津町の区域に限る。）、枕崎市、南九州市、指宿市（鹿児島湾を除く。）及び肝属郡南大隅町（鹿児島湾を除く。）の地先海面

2 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

＜平成17年4月5日改正施行：市町村合併に伴う市町名変更（南大隅町）＞

＜平成18年3月31日改正施行：市町村合併に伴う市町名変更（指宿市）及び有効期間設定等＞

＜平成21年3月31日改正施行：従前の2本の指示を1本にまとめる＞

熊本海区漁業調整委員会

熊本海区漁業調整委員会指示第7－1号

熊本海区におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

熊本海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

1 体長制限

全長 13 センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

2 アサヒガニの採捕についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7－1号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和8年3月3日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。

2 禁止期間

5月1日から8月31日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会

熊毛海区漁業調整委員会指示第7－2号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和8年3月3日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

1 体長制限

甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。

2 禁止期間

5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会指示第5－3号

奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和 6 年 2 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 体長制限

甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。

2 禁止期間

5 月 1 日から 7 月 31 日まではアサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7－2号

鹿児島海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 以前の浮魚礁に係る鹿児島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会

熊毛海区漁業調整委員会指示第7－3号

熊毛海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 令和5年2月24日熊毛海区漁業調整委員会指示第4－3号により敷設の承認を受

けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までは、第 1 号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7－2 号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 17 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 4 条第 14 号のしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
- (3) 令和 5 年 3 月 10 日奄美大島海区漁業調整委員会指示第 4－2 号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間は、第 1 号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

4 うみがめの採捕についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7－3号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。

（採捕等の制限）

- 2 鹿児島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認める者

（採捕期間の制限）

- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。

（雌うみがめの採捕の禁止）

- 4 2の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。

（承認証の交付）

- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

（承認証の携帯）

- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

（承認の取消し）

- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

（取扱要領）

- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

(所持又は販売の禁止)

- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ(標本及び剥製を含む。)を所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

- 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会

熊毛海区漁業調整委員会指示第7-4号

熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。

(採捕等の制限)

- 2 熊毛海区においては、うみがめの採捕(うみがめの卵の採取を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、熊毛海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認める者

(採捕期間の制限)

- 3 2の承認を受けた者(2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。)であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。

(雌うみがめの採捕の禁止)

- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめの採捕をしてはならない。

(承認証の交付)

- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

(承認証の携帯)

- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

(承認の取消し)

- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容

を変更し、又はこれを取り消すことがある。

(取扱要領)

- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

(所持又は販売の禁止)

- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

- 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7－3号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月17日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。（採捕等の制限）
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認める者
- (採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
- (雌のうみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。
- (承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
- (承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなけ

ればならない。

(承認の取消し)

- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

(取扱要領)

- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

(所持又は販売の禁止)

- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

- 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

5 ヒラメの採捕についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会

鹿児島海区漁業調整委員会指示第5－2号

鹿児島海区におけるヒラメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月5日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

全長25センチメートル以下のヒラメは採捕してはならない。

2 適用除外

1の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒラメを採捕することができる。

(1) 試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合

(2) 標識ヒラメ（鰭カット）を採捕し、かつ鹿児島県水産技術開発センターに送付する場合

3 報告

2(1)により採捕した者は、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

また、2(2)により送付を受けた鹿児島県水産技術開発センターは、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

4 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示

奄美大島海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7-1 号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 5 月 23 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを 1 単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 ソデイカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

3 操業期間の制限

ソデイカ旗流し漁業は、毎年 6 月 1 日から 10 月 31 日までは操業してはならない。

4 漁具の制限

ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から 50 海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 30 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から 50 海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 50 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

5 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

6 遵守事項

ソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

7 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする

7 シラヒゲウニの採捕についての指示

奄美大島海区漁業調整委員会

奄美大島海区漁業調整委員会指示第5－2号

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年2月27日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 殻径制限

殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。

2 禁止期間

9月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。

3 適用除外

1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認める者

4 承認証の交付

委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

5 承認証の携帯

3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

8 ウナギの採捕についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会

鹿児島海区漁業調整委員会指示第5－3号

鹿児島海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月5日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年2月末日まで
- 3 禁止区域
鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次に掲げる場合において、鹿児島海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。
 - (1) 鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

熊毛海区漁業調整委員会

熊毛海区漁業調整委員会指示第5－1号

熊毛海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年2月16日

熊毛海区漁業調整委員会会長職務代理者 伊東恭三郎

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ

2 禁止期間

10 月 1 日から翌年 2 月末日まで

3 禁止区域

熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次に掲げる場合において、熊毛海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 48 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

Ⅱ 内水面漁場管理委員会指示

1 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第7－1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第7－1号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和8年3月3日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第7－1号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

令和8年3月3日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流

2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）

3 思川水系の本流及び支流

4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）

- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流

2 ウナギの採捕についての指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第5－1号

鹿児島県におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年2月16日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年2月末日まで
- 3 禁止区域

鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次に掲げる場合において、鹿児島県内水面漁場管理委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

- (1) 鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【別冊：要領等】

浮魚礁敷設承認取扱要領（鹿児島海区）

（承認の対象者）

第1 承認の対象者は次のとおりとする。

（1） 漁業協同組合

（2） 鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認の申請及び海上保安部との協議）

第2 浮魚礁を敷設しようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。なお、浮魚礁を敷設しようとする者は、敷設しようとする浮魚礁が船舶の航行等に支障がないか事前に所轄の海上保安部と協議してから申請するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

（公聴会の開催）

第3 委員会は、承認の申請があり関係者の意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催することができる。

（承認）

第4 委員会は、浮魚礁の承認にあたっては、別に定める「浮魚礁敷設に係る審査基準」により審査し、承認を行うものとする。なお、敷設位置が共同漁業権内である浮魚礁については、委員会事務局においては審査承認し、その承認実績を次回委員会において報告するものとする。

（承認期間）

第5 浮魚礁の承認期間は3年以内とする。

（承認証の交付）

第6 委員会は、浮魚礁の敷設を承認したときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付する。

（敷設位置の変更）

第7 委員会は、浮魚礁の承認にあたり、敷設しようとする浮魚礁が漁業調整上、又は、船舶の航行等に支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更して承認することができる。

（承認の制限又は条件）

第8 浮魚礁の敷設承認にあたっては、次の制限又は条件を付す。

（1） 浮魚礁には、昼夜を問わずレーダー及び目視による航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならない。（ただし、中層式魚礁は除く。）

（2） 浮魚礁の敷設作業にあたっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、又、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所轄の海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

（3） 浮魚礁の流失防止点検のため、定期的に見回りを実施し、保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならない。

（4） 敷設した浮魚礁が流失した場合は、浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、又、流失した浮魚礁を補充する場合は、浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所轄の海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

（5） 浮魚礁の敷設の承認を受けた者は、毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記

第7号様式)を委員会に報告しなければならない。

(承認浮魚礁の利用)

第9 浮魚礁の敷設承認を受けた者は、その浮魚礁の利用を承認した者に対し、利用承認標識旗を
行するものとする。

2 敷設承認を受けた浮魚礁を利用して操業する者は、使用漁船に敷設者の発行する利用承認標識旗
を掲げなければ、操業してはならない。

(承認の変更又は取り消し)

第10 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、若しくは、制限又は条
件を付することができる。

2 委員会は、敷設者が承認の内容並びに承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取消すこ
とができる。

(第1号様式)

浮魚礁敷設承認申請書		令和 年 月 日
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所 氏 名 (名称)	印
下記により浮魚礁を敷設したいので、鹿児島海区漁業調整委員会指示第		号により敷設承認申請をします。
記		
1 申請の理由(目的、管理、利用方法を詳しく明示すること)		
2 浮魚礁の敷設位置(海図を使用して記載した位置図を添付)		
3 浮魚礁の種類及び構造(構造の詳細を示した図面を添付)		
4 浮魚礁の敷設期間		
5 対象魚種		
6 操業の方法		
7 操業者数及び操業隻数		

(第2号様式)

浮魚礁敷設承認証		鹿海委第 号
住 所 氏 名		
1 敷設期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
2 敷設位置		
3 制限又は条件		
令和 年 月 日		
鹿児島海区漁業調整委員会 会 長		〇 〇 〇 〇 印

(第3号様式)

浮魚礁敷設作業届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		住所 氏名 (名称) 印
下記のとおり、浮魚礁の敷設作業を行いますので届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号 鹿海委第 号	
2	敷設浮魚礁数	
3	作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
4	作業場所	
5	作業方法	
6	漁具標識の種類	
7	安全対策	

(第4号様式)

浮魚礁敷設完了届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		住所 氏名 (名称) 印
下記のとおり、浮魚礁の敷設を完了しましたので、届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号 鹿海委第 号	
2	敷設浮魚礁数	
3	敷設位置	
4	敷設完了年月日 令和 年 月 日	

(第5号様式)

浮魚礁流失届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		住所 氏名 (名称) 印
下記のとおり、浮魚礁が流失したので届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号 鹿海委第 号	
2	流失浮魚礁数及び位置	
3	流失年月日	
4	流失原因	

(第6号様式)

浮魚礁補充届	
令和 年 月 日	
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏名 (名称)	印
下記のとおり、浮魚礁を補充したので届け出ます。	
記	
1 敷設浮魚礁承認番号	鹿海委第 号
2 補充浮魚礁敷設数及び位置	
3 補充年月日	

(第7号様式)

浮魚礁利用実績報告書				
令和 年 月 日				
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿				
住所 氏名 (名称)	印			
下記のとおり、浮魚礁敷設承認番号鹿海委第 号浮魚礁の利用実績を報告します。				
記				
			漁 獲 高	
月	延利用隻数	主な漁獲魚種	数 量	金 額
4 月	隻		kg	円
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
計				

浮魚礁敷設承認に係る審査基準（鹿児島海区）

浮魚礁の敷設承認に係る審査にあたっては、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」によるほか、この「浮魚礁敷設承認に係る審査基準」に基づき審査するものとする。

（浮魚礁の敷設位置）

- 1 浮魚礁を敷設しようとする場合は、次の各号をいずれも満たす場合とする。
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置の中心から下記の範囲内に漁業権が存する場合は、その漁業権

者の同意を得、その同意書を申請書に添付しなければならない。

ア 第1種及び第2種共同漁業権 300メートル

イ 第3種共同漁業権

① ぶり飼いつけ漁業 2,000メートル

② その他の漁業 1,000メートル

ウ 定置漁業権 2,000メートル

(2) 浮魚礁の敷設位置が、船舶航行上支障ないこと。

(3) 当該位置に浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。

(4) 浮魚礁の敷設位置が、浮魚資源の回遊に適した条件を備えていること。（当該漁場環境を明示すること。）

(浮魚礁の構造)

2 浮魚礁の構造は、次の各号をいずれも満たす構造でなければならない。

(1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障ないこと。（標識旗、レーダー反射板、灯火等を備えていること。）

(2) 浮魚礁の構造が、耐久性があること。（アンカー、チェーン等）

(3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。（浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。）

(浮魚礁の利用方法)

3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方及び関係漁業者間で浮魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示すること。

浮魚礁敷設承認取扱要領（熊毛海区）

熊毛海区漁業調整委員会指示第7－3号（以下「委員会指示」という。）に基づく浮魚礁の敷設の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の対象者）

第1 浮魚礁の敷設の承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

（1）漁業協同組合

（2）熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者。

（承認の申請）

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（海上保安部との協議）

第3 委員会は、第2に規定する申請があったときは、敷設しようとする浮魚礁が船舶の航行等に支障がないか鹿児島海上保安部と協議するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

（公聴会の開催）

第4 委員会は、第2に規定する申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

（承認の審査基準）

第5 委員会は、敷設承認にあたっては、この要領に定めるもののほか別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとする。

（承認証の交付）

第6 委員会は、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

（承認期間）

第7 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

（敷設位置の変更）

第8 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶航行等上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置の変更を求めることができる。

（承認の制限又は条件）

第9 委員会は、第6に規定する承認証の交付に当たっては、次の制限又は条件を付す。

（1）浮魚礁には、昼夜を問わずレーダー及び目視により、航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならない（中層式魚礁は除く。）。

（2）浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を鹿児島海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

（3）浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならない。

(4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は、浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は、浮魚礁補充届（別記第6号様式）を鹿児島海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

(5) 浮魚礁の敷設の承認を受けた者は、毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を当委員会に提出しなければならない。

(6) その他、鹿児島海上保安部が付した条件を遵守しなければならない。

（共同漁業権内の敷設承認）

第10 委員会は、第2に規定する申請の敷設位置が共同漁業権内である場合は、委員会事務局において敷設承認させることができる。

2 前項の敷設承認に当たっては、第4を除く第3から第9までの規定を準用する。この場において、各規定の「委員会」とあるのは、「委員会事務局」と読み替えるものとする。

3 委員会事務局は、第1項の敷設承認をしたときは、その実績を委員会に報告しなければならない。

（承認の変更又は取消し）

第11 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、若しくは、制限又は条件を付することがある。

2 委員会は、敷設者が承認の内容並びに承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取消すことがある。

（第1号様式）

浮魚礁敷設承認申請書		
		令和 年 月 日
熊毛海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名（名称）		印
下記により浮魚礁を敷設したいので、熊毛海区漁業調整委員会指示第		号に基づき申請
します。		
記		
1	敷設の目的 注）地域の概要及び設置の目的を明示すること。	
2	敷設位置 注）正確な敷設位置を明示すること。	
3	種類及び構造 注）構造の詳細（船舶の安全対策を含む。）及び耐久性、集魚効果を明示すること。	
4	敷設期間	
5	管理方法 注）管理方法について明示すること。	
6	利用方法 注）対象魚種及び利用する時期、漁業種類、操業隻数を明示するとともに、利用について敷設者の考え方（利用調整）を明示すること。	
7	その他 注）当該浮魚礁敷設の事業名、事業費、負担区分等を明示すること。	

(第2号様式)

浮魚礁敷設承認証		熊海委第 号
		住 所 氏 名
1	敷設期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
2	敷設位置	
3	制限又は条件	
令和 年 月 日		熊毛海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印

(第3号様式)

浮魚礁敷設作業届		令和 年 月 日
熊毛海区漁業調整委員会会長 鹿児島海上保安部長 殿		
		住 所 氏 名 (名称) 印
下記のとおり、浮魚礁の敷設作業を行いますので、届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	熊海委第 号
2	敷設浮魚礁数	
3	作業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4	作業場所	
5	作業方法	
6	漁具標識の種類	
7	安全対策	

(第4号様式)

浮魚礁敷設完了届		令和 年 月 日
熊毛海区漁業調整委員会会長 鹿児島海上保安部長 殿		
		住 所 氏 名 (名称) 印
下記のとおり、浮魚礁の敷設を完了しましたので、届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	熊海委第 号
2	敷設浮魚礁数	
3	敷設位置	
4	敷設完了年月日	令和 年 月 日

(第5号様式)

浮魚礁流失届		令和 年 月 日
熊毛海区漁業調整委員会会長 鹿児島海上保安部長 殿		
住所 氏 名 (名称)		印
下記のとおり、浮魚礁が流失したので、届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	熊海委第 号
2	流失浮魚礁数及び位置	
3	流失年月日	
4	流失原因	

(第6号様式)

浮魚礁補充届		令和 年 月 日
熊毛海区漁業調整委員会会長 鹿児島海上保安部長 殿		
住所 氏 名 (名称)		印
下記のとおり、浮魚礁を補充したので届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	熊海委第 号
2	補充浮魚礁敷設数及び位置	
3	補充年月日	令和 年 月 日

(第7号様式)

浮魚礁利用実績報告書				令和 年 月 日
熊毛海区漁業調整委員会会長 殿				
住所 氏 名 (名称)				印
下記のとおり、浮魚礁敷設承認番号熊海委第 号浮魚礁の利用実績を報告します。				
記				
月	延利用隻数	主な漁獲魚種	漁 獲 高	
			数 量 (kg)	金 額 (円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				

浮魚礁敷設承認に係る審査基準（熊毛海区）

浮魚礁敷設承認取扱要領第5の規定に基づく浮魚礁敷設承認の審査基準は、次のとおりとする。

1 浮魚礁の敷設位置について、次の各号を満たすこと。

- (1) 船舶の航行等に支障ないこと。
- (2) 次の表の左欄に掲げる漁業権が、浮魚礁を敷設しようとする位置から右欄に掲げる範囲内に存する場合は、その漁業権者の同意が得られていること。

1 第1種及び第2種共同漁業権	300メートル
2 第3種共同漁業権	
(1) ぶり飼いつけ漁業	2,000メートル
(2) その他の漁業	1,000メートル
3 定置漁業権	2,000メートル

- (3) 既存漁業との競合がないこと。
- (4) 浮魚資源の回遊に適した環境であること。

2 浮魚礁の構造については、次の各号を満たすこと。

- (1) 船舶航行上支障ないこと。
- (2) 耐久性があること。
- (3) 集魚効果があること。

3 浮魚礁の管理及び利用方法について、次の各号を満たすこと。

- (1) 浮魚礁の管理体制が整っていること。
- (2) 浮魚礁の利用体制が整っていること。

浮魚礁敷設承認取扱要領（奄美大島海区）

（承認の対象者）

第1 浮魚礁の敷設承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

- （1）漁業協同組合
- （2）奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認の申請）

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- （1）敷設位置図
- （2）浮魚礁構造図
- （3）標識灯の一般仕様書
- （4）関係漁業協同組合（隣接する漁業協同組合を含む。）の同意書
- （5）船舶会社の同意書
- （6）その他委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

（海上保安部との協議）

第3 委員会は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

（公聴会の開催）

第4 委員会は、第1に規定する者から敷設承認の申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することがある。

（承認証の交付）

第5 委員会は、敷設承認に当たっては、別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとし、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

（承認期間）

第6 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

（敷設場所の変更）

第7 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶の航行上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更することを条件として承認することがある。

（承認の制限又は条件）

第8 敷設承認に当たっては、敷設承認を受けた者に対し、次の制限又は条件を付す。

- （1）浮魚礁（中層魚礁を除く。）には、昼夜を問わずレーダー及び目視により航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならないこと。
- （2）浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。

- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならないこと。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は浮魚礁流失届（別記第 5 号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は浮魚礁補充届（別記第 6 号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (5) 毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第 7 号様式）を委員会に報告しなければならないこと。
- （承認の変更又は取消し）

第 9 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付することができる。

2 委員会は、敷設者が敷設承認の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、当該敷設承認を取り消すことがある。

（取扱要領の改正）

第 10 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 11 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

（別記第 1 号様式）

浮魚礁敷設承認申請書	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7－2 号の 1 の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 1 申請の理由（目的、管理、利用方法等を詳しく明示すること） 2 浮魚礁の敷設位置（海図を使用して記載した位置図を添付） 3 浮魚礁の種類及び構造（構造の詳細を示した図面を添付） 4 浮魚礁の敷設期間 5 対象魚種 6 操業の方法 7 操業者数及び操業隻数	令和 年 月 日 印

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 2 号様式)

奄海委第 号	
浮魚礁敷設承認証	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
1 敷設期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
2 敷設位置	
3 制限又は条件	
令和 年 月 日	奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 3 号様式)

浮魚礁敷設作業届		令和 年 月 日
〇〇〇海上保安部長 殿 奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
浮魚礁の敷設作業を行うので、浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(2)の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 敷設浮魚礁承認番号	奄海委第 号	
2 敷設浮魚礁数		
3 作業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
4 作業場所		
5 作業方法		
6 漁具標識の種類		
7 安全対策		

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 4 号様式)

浮魚礁敷設完了届		令和 年 月 日
〇〇〇海上保安部長 殿 奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
浮魚礁の敷設作業を完了したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(2)により、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 敷設浮魚礁承認番号	奄海委第 号	
2 敷設浮魚礁数		
3 敷設位置		
4 敷設完了年月日		

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 5 号様式)

浮魚礁流失届		令和 年 月 日
〇〇〇海上保安部長 殿 奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名		印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
浮魚礁が流失したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(4)の規定により、下記のとおり届け 出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号 奄海委第	号
2	流失浮魚礁数及び位置	
3	流失年月日	
4	流失原因	

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 6 号様式)

浮魚礁補充届		令和 年 月 日
〇〇〇海上保安部長 殿 奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名		印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
浮魚礁を補充したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(4)の規定により、下記のとおり届け 出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号 奄海委第	号
2	補充浮魚礁敷設数及び位置	
3	補充年月日	

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

浮魚礁利用実績報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(5)の規定により、浮魚礁の利用実績を下記のとおり報告します。

承認番号
承認月日

記

月	利用隻数 隻	主な魚種	総 漁 獲 高	
			数 量	金 額
4			kg	円
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
計				

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

浮魚礁敷設承認に係る審査基準（奄美大島海区）

浮魚礁の敷設承認に関する審査に当たっては、次の事項について審査するものとする。

1 浮魚礁の敷設位置

- (1) 浮魚礁の敷設が、船舶航行上支障がないこと。
- (2) 当該位置に、浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。（海図に既存漁業の操業区域及び統数等を明示。）
- (3) 浮魚礁の敷設位置が、浮き魚資源の回遊に適した条件を備えていること。（当該漁場環境を明示すること。）

2 浮魚礁の構造

- (1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障がないこと。（レーダー反射板、灯火等）
- (2) 浮魚礁の構造が、耐久性のあること。（アンカー、チェーン等）
- (3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。（浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。）

3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方を明示すること。（関係漁業者間で浮き魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示。）

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（鹿児島海区）

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7－3号(以下「委員会指示」という。)に基づくうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の2の規定により、うみがめ（うみがめの卵を含む。以下同じ。）の採捕の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うみがめ（の卵）採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属する漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) 漁業協同組合の組合員以外の者にあっては、申請者の居住する市町村の長の意見書
- (5) 住民票の写し（ただし、法人にあっては登記事項証明書）
- (6) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

（承認基準）

第2 委員会指示の2の(3)のその他委員会が特に認める者とは、申請者自らがうみがめを採捕し、はく製等を販売して生計を立てている者に限る。

（承認証）

第3 委員会指示の5の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第4 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から当該採捕の承認の日の属する年度の末日までとする。

（うみがめの承認数）

第5 採捕の承認に係るうみがめの採捕の予定数の総数は、単年度毎に委員会が別に定める数以下とする。

（承認内容の変更）

第6 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめうみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書（別記第3号様式）により、委員会に申請しなければならない。

（承認証の再交付）

第7 採捕の承認を受けた者は、うみがめ（の卵）承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付してうみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（報告書の提出）

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数に到達後速やかにうみがめ（の卵）採捕報告書（別記第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

(要領の改正)

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認申請書			
令和 年 月 日			
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所		印	
氏 名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
鹿児島海区漁業調整委員会指示第 号第2項の規定により、うみがめ（の卵）採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
1	採 捕 の 目 的		
2	採 捕 の 区 域		
3	採 捕 の 期 間		
4	採捕の予定数	アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ	※ ¹ 亀
5	使用する船舶		
	(1) 船 名		
	(2) 漁船登録番号		
	(3) 船舶総トン数		
	(4) 推進機関の種類及び馬力数		

注1) ※¹は、うみがめの卵は除く。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

鹿海委第 号	
うみがめ（の卵）採捕承認証	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
1 採捕の区域 2 採捕の期間 3 採捕の亀数 アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ ※¹ 亀 4 使用する船舶 (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 船舶総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数 5 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 6 制限又は条件	
令和 年 月 日	
鹿児島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印	

注1) ※¹は、うみがめの卵は除く。
注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書		
令和 年 月 日		
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
印		
うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、うみがめ（の卵）採捕承認証の書換えを受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
書換えを受けようとする項目	現在の記載事項	書換え後の記載内容

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書	
令和 年 月 日	
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第7の規定により、うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請します。	
記	
1 承認番号	
2 承認年月日	
3 亡失（き損）の理由	

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

うみがめ（の卵）採捕報告書						
令和 年 月 日						
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿						
住所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)						
承認番号						
承認年月日						
月	うみがめの種類			合 計	卵 数	備考
	アオウミガメ	アカウミガメ	タイマイ			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

注1) 備考欄には、卵の種類の判別が可能なものについては種名を記載。

注2) 用紙サイズは、日本工業規格A4版とする。

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（熊毛海区）

熊毛海区漁業調整委員会指示第7－4号(以下「委員会指示」という。)に基づくうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の2の規定により、うみがめ（うみがめの卵を含む。以下同じ。）の採捕の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うみがめ（の卵）採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属する漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) 漁業協同組合の組合員以外の者にあっては、申請者の居住する市町村の長の意見書
- (5) 住民票の写し（ただし、法人にあっては登記事項証明書）
- (6) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

（承認基準）

第2 委員会指示の2の(3)のその他委員会が特に認める者とは、申請者自らがうみがめを採捕し、はく製等を販売して生計を立てている者に限る。

（承認証）

第3 委員会指示の5の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第4 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から当該採捕の承認の日の属する年度の末日までとする。

（うみがめの承認数）

第5 採捕の承認に係るうみがめの採捕の予定数の総数は、単年度毎に委員会が別に定める数以下とする。

（承認内容の変更）

第6 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめうみがめ（の卵）採捕承認証書換申請書（別記第3号様式）により、委員会に申請しなければならない。

（承認証の再交付）

第7 採捕の承認を受けた者は、うみがめ（の卵）承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付してうみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（報告書の提出）

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数に到達後速やかにうみがめ（の卵）採捕報告書（別記第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（要領の改正）

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認申請書			
令和 年 月 日			
熊毛海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所		印	
氏 名		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
熊毛海区漁業調整委員会指示第 号第2項の規定により、うみがめ（の卵）採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
1	採 捕 の 目 的		
2	採 捕 の 区 域		
3	採 捕 の 期 間		
4	採捕の予定数	アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ	※1 亀
5	使用する船舶		
	(1) 船 名		
	(2) 漁船登録番号		
	(3) 船舶総トン数		
	(4) 推進機関の種類及び馬力数		

注1) ※1は、うみがめの卵は除く。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

熊海委第 号	
うみがめ（の卵）採捕承認証	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
1 採捕の区域 2 採捕の期間 3 採捕の亀数 アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ ※¹ 亀 4 使用する船舶 (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 船舶総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数 5 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 6 制限又は条件	
令和 年 月 日	
熊毛海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印	

注1) ※¹は、うみがめの卵は除く。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書		
令和 年 月 日		
熊毛海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
印		
うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、うみがめ（の卵）採捕承認証の書換えを受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
書換えを受けようとする項目	現在の記載事項	書換え後の記載内容

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書	
令和 年 月 日	
熊毛海区漁業調整委員会会長 殿	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第7の規定により、うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請します。	
記	
1 承 認 番 号	
2 承 認 年 月 日	
3 亡失（き損）の理由	

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

うみがめ（の卵）採捕報告書						
令和 年 月 日						
熊毛海区漁業調整委員会会長 殿						
				住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印	
承認番号 _____						
承認年月日 _____						
月	うみがめの種類			合 計	卵 数	備 考
	アオウミガメ	アカウミガメ	タイマイ			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

注1) 備考欄には、卵の種類の判別が可能なものについては種名を記載。

注2) 用紙サイズは、日本工業規格A4版とする。

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（奄美大島海区）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7－3号（以下「委員会指示」という。）に基づくうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の2の規定により、うみがめ（うみがめの卵を含む。以下同じ。）の採捕の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うみがめ（の卵）採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属する漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) 漁業協同組合の組合員以外の者にあっては、申請者の居住する市町村の長の意見書
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

（承認基準）

第2 委員会指示の2の(3)のその他委員会が特に認めるものとは、申請者自らがうみがめを採捕し、はく製等を販売して生計を立てているものに限る。

（承認証）

第3 委員会指示の5の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第4 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から当該採捕の承認の日の属する年度の末日までとする。

（うみがめの承認数）

第5 採捕の承認に係るうみがめの採捕の予定数の総数は、単年度ごとに委員会が別に定める数以下とする。

（承認内容の変更）

第6 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめうみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書（別記第3号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（承認証の再交付）

第7 採捕の承認を受けた者は、うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付してうみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（報告書の提出）

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数に到達後速やかにうみがめ（の卵）採捕報告書（別記第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（要領の改正）

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和11年3月31日限りでその効力を失う。

(別記第1号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認申請書			
令和 年 月 日			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所		印	
氏 名		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
奄美大島海区漁業調整委員会指示第7－3号第2項の規定により、うみがめ（の卵）採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
1	採 捕 の 目 的		
2	採 捕 の 区 域		
3	採 捕 の 期 間		
4	採捕の予定数	アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ 亀	
5	使用する船舶		
(1)	船 名		
(2)	漁船登録番号		
(3)	総 ト ン 数		
(4)	推進機関の種類及び馬力数		

注1) うみがめの卵の採捕の承認にあっては、「採捕予定数」は「〇〇個」と記載する。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

奄海委第 号			
うみがめ（の卵）採捕承認証			
住 所		印	
氏 名		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
1	採 捕 の 区 域		
2	採 捕 の 期 間		
3	採 捕 の 亀 数	アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ 亀	
4	使用する船舶		
(1)	船 名		
(2)	漁船登録番号		
(3)	総 ト ン 数		
(4)	推進機関の種類及び馬力数		
5	有 効 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
6	制限又は条件		
令和 年 月 日			
奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印			

注1) ※¹は、うみがめの卵は除く。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書 令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印		
うみがめ（の卵）の採捕承認証の書換えを受けたいので、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
書換えを受けようとする項目	現在の記載内容	書換え後の記載内容

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書 令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印		
うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失（き損）したので、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第7の規定により、下記のとおり再交付を申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 亡失（き損）の理由		

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

うみがめ（の卵）採捕報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

承認番号

承認年月日

月	うみがめの種類			合 計	卵 数	備 考
	アオウミガメ	アカウミガメ	タイマイ			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

注1) 備考欄には、卵の種類の判別が可能なものについては種名を記載。

注2) 用紙サイズは、日本工業規格A4版とする。

ソデイカ漁業の承認取扱要領

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは、次によるものとする。

第1 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号の5に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第1号様式）による。

第2 要領の改正

この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行し、令和9年5月31日限りでその効力を失う。

（第1号様式）

ソデイカ旗流し漁業実績報告書			
令和 年 月 日			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所			
組 合 名			
代表者名			
印			
令和〇年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について、下記のとおり報告します。			
記			
1	操業経営体数	経営体	
2	操 業 実 績		
	操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)
	年 11 月		
	12 月		
	年 1 月		
	2 月		
	3 月		
	4 月		
	5 月		
	合 計		

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領

奄美大島海区漁業調整委員会指示第5－2号（以下「委員会指示」という。）に基づくシラヒゲウニの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の3の規定により、シラヒゲウニの採捕の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、シラヒゲウニ採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 関係漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) その他委員会が必要と認める書類

（承認証）

第2 委員会指示の4の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第3 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から1年を超えない範囲内で委員会が定める。

（承認内容の変更申請）

第4 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容のうち、採捕の区域、期間、予定数量（以下「承認の内容」という。）を変更しようとするときは、あらかじめシラヒゲウニ採捕承認内容変更申請書（別記第3号様式）により、委員会に申請し承認を受けなければならない。

（承認証の書換え交付申請）

第5 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容以外の承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、シラヒゲウニ採捕承認証書換え交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に承認証の書換え交付を申請しなければならない。

（承認証の再交付申請）

第6 採捕の承認を受けた者は、シラヒゲウニ採捕承認証を亡失し、又はき損したときは、

速やかに、その理由を付してシラヒゲウニ採捕承認証再交付申請書（別記第 5 号様式）により、委員会に承認証の再交付を申請しなければならない。

（承認証の書換え交付及び再交付）

第 7 委員会は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく承認証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第 4 の承認をしたとき。

(2) 第 5 の規定による書換え交付又は前項の規定による再交付の申請があったとき。

（報告書の提出）

第 8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数量に到達後速やかにシラヒゲウニ採捕報告書（別記第 6 号様式）を委員会に提出しなければならない。

（要領の改正）

第 9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（別記第 1 号様式）

シラヒゲウニ採捕承認申請書		令和 年 月 日
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		印
奄美大島海区漁業調整委員会指示第 5－2 号の 3 の規定により、シラヒゲウニ採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
1 採捕の目的		
2 採捕の区域		
3 採捕の期間		
4 採捕の予定数量（個）		
5 使用する船舶		
(1) 船 名		
(2) 漁 船 登 録 番 号		
(3) 総 ト ン 数		
(4) 推進機関の種類 及 び 馬 力 数		

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第2号様式)

奄海委第 号	
シラヒゲウニ採捕承認証	
住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の 氏名)	
1 採捕の区域	
2 採捕の期間	
3 採捕の予定数量 (個)	
4 使用船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5 有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
6 制限又は条件	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印	

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

シラヒゲウニ採捕承認内容変更申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印		
シラヒゲウニの採捕承認の内容を変更したいので、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領第4の規定により、下記のとおり申請します。 記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 変更しようとする事項		
項 目	現 在 の 承 認 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容
4 変更しようとする時期		
5 変更しようとする理由		

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

シラヒゲウニ採捕承認証書換え交付申請書		
	令和 年 月	
日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
		住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
印		
シラヒゲウニ採捕承認証の書換え交付を受けたいので、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領第5の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 書換えようとする事項		
書換えを受けようとする項目	現在の記載内容	書換え後の記載内容
4 書換えを必要とする理由		

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 5 号様式)

シラヒゲウニ採捕承認証再交付申請書	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の 氏名)	印
シラヒゲウニ採捕承認証を亡失（き損）したので、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、下記のとおり再交付を申請します。	
記	
1	承認番号
2	承認年月日
3	亡失（き損）の理由

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第 6 号様式)

シラヒゲウニ採捕報告書		令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			印
承認番号 承認年月日			
採 捕 年 月 日	採 捕 場 所	採 捕 数 量	備 考
年 月 日		個	
合 計			

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

海区漁業調整委員会指示期間一覧

指示事項	鹿児島海区	熊毛海区	奄美大島海区
マダイの採捕についての指示	S55. 8. 1 ~ H21. 3. 31 H3. 4. 1 ~ H21. 3. 31 H21. 4. 1 ~ H24. 3. 31 (従前の2本の指示を1本に集約) H24. 4. 1 ~ H27. 3. 31 H27. 4. 1 ~ H30. 3. 31 H30. 4. 1 ~ H33. 3. 31 R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31 R6. 4. 1 ~ R9. 3. 31	H2. 11. 7 ~ H19. 3. 31 H19. 4. 1 ~ H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~ H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~ H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~ H32. 3. 31 R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31 R8. 4. 1 ~ R11. 3. 31	H2. 12. 12 ~ H22. 3. 31 (H19. 3. 30 改正施行: 有効期間設定) H22. 4. 1 ~ H25. 3. 31 H25. 4. 1 ~ H28. 3. 31 (H28. 3. 31 限り廃止)
アサヒガニの採捕についての指示	H8. 4. 1 ~ H11. 3. 31 H11. 4. 1 ~ H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~ H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~ H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~ H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~ H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~ H32. 3. 31 R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31 R8. 4. 1 ~ R11. 3. 31	H7. 10. 1 ~ H11. 3. 31 H11. 4. 9 ~ H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~ H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~ H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~ H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~ H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~ H32. 3. 31 R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31 R8. 4. 1 ~ R11. 3. 31	H8. 5. 1 ~ H8. 7. 31 (但し禁漁期間。指示期間は定め無し) H9. 4. 1 ~ H12. 3. 31 H12. 4. 7 ~ H15. 3. 31 H15. 4. 1 ~ H18. 3. 31 H18. 4. 1 ~ H21. 3. 31 H21. 4. 1 ~ H24. 3. 31 H24. 4. 1 ~ H27. 3. 31 H27. 4. 1 ~ H30. 3. 31 H30. 4. 1 ~ H33. 3. 31 R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31 R6. 4. 1 ~ R9. 3. 31
浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示	S62. 4. 1 ~ H2. 3. 31 H2. 4. 1 ~ H5. 3. 31 H5. 4. 1 ~ H8. 3. 31 H8. 4. 1 ~ H11. 3. 31 H11. 4. 1 ~ H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~ H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~ H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31	H5. 8. 11 ~ H8. 3. 31 H8. 4. 1 ~ H11. 3. 31 H11. 4. 9 ~ H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~ H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~ H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~ H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~ H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~ H32. 3. 31 R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31 R8. 4. 1 ~ R11. 3. 31	S62. 4. 1 ~ H2. 3. 31 H2. 4. 1 ~ H5. 3. 31 H5. 4. 1 ~ H8. 3. 31 H8. 4. 1 ~ H11. 3. 31 H11. 4. 9 ~ H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~ H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~ H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31

	H23. 4. 1 ~H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~H32. 3. 31 R 2. 4. 1 ~R 5. 3. 31 R 5. 4. 1 ~R 8. 3. 31 R 8. 4. 1 ~R11. 3. 31		H23. 4. 1 ~H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~H32. 3. 31 R 2. 4. 1 ~R 5. 3. 31 R 5. 4. 1 ~R 8. 3. 31 R 8. 4. 1 ~R11. 3. 31
うみがめの採捕に についての指示	H 4. 4. 1 ~H 5. 3. 31 H 5. 4. 1 ~H 8. 3. 31 H 8. 4. 1 ~H11. 3. 31 H11. 4. 1 ~H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~H32. 3. 31 R 2. 4. 1 ~R 5. 3. 31 R 5. 4. 1 ~R 8. 3. 31 R 8. 4. 1 ~R11. 3. 31	H 4. 4. 1 ~H 5. 3. 31 H 5. 4. 1 ~H 8. 3. 31 H 8. 4. 1 ~H11. 3. 31 H11. 4. 1 ~H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~H32. 3. 31 R 2. 4. 1 ~R 5. 3. 31 R 5. 4. 1 ~R 8. 3. 31 R 8. 4. 1 ~R11. 3. 31	H 4. 4. 1 ~H 5. 3. 31 H 5. 4. 1 ~H 8. 3. 31 H 8. 4. 1 ~H11. 3. 31 H11. 4. 9 ~H14. 3. 31 H14. 4. 1 ~H17. 3. 31 H17. 4. 1 ~H20. 3. 31 H20. 4. 1 ~H23. 3. 31 H23. 4. 1 ~H26. 3. 31 H26. 4. 1 ~H29. 3. 31 H29. 4. 1 ~H32. 3. 31 R 2. 4. 1 ~R 5. 3. 31 R 5. 4. 1 ~R 8. 3. 31 R 8. 4. 1 ~R11. 3. 31
ヒラメの採捕につ いての指示	H 6. 5. 1 ~H 8. 3. 31 H 8. 4. 1 ~H10. 3. 31 H10. 4. 1 ~H12. 3. 31 H12. 4. 1 ~H15. 3. 31 H15. 4. 1 ~H18. 3. 31 H18. 4. 1 ~H21. 3. 31 H21. 4. 1 ~H24. 3. 31 H24. 4. 1 ~H27. 3. 31 H27. 4. 1 ~H30. 3. 31 H30. 4. 1 ~H33. 3. 31 R 3. 4. 1 ~R 6. 3. 31 R 6. 4. 1 ~R 9. 3. 31		

海区漁業調整委員会指示期間一覧

指示事項	鹿児島海区	熊毛海区	奄美大島海区
ソデイカの採捕を 目的とする漁業に ついての指示			H7. 8. 1 ~ H9. 6. 30 H9. 7. 1 ~ H12. 6. 30 H12. 7. 1 ~ H15. 6. 30 H15. 7. 1 ~ H18. 6. 30 H18. 7. 1 ~ H21. 6. 30 H21. 7. 1 ~ H22. 6. 30 H22. 7. 1 ~ H23. 6. 30 H23. 7. 1 ~ H24. 6. 30 H24. 7. 1 ~ H25. 6. 30 H25. 7. 1 ~ H26. 6. 30 H26. 7. 1 ~ H29. 6. 30 H29. 7. 1 ~ H30. 6. 30 H30. 7. 1 ~ H31. 6. 30 R元. 7. 1 ~ R2. 6. 30 R2. 7. 1 ~ R3. 6. 30 R3. 7. 1 ~ R4. 6. 30 R4. 7. 1 ~ R5. 5. 31 R5. 6. 1 ~ R6. 5. 31 R6. 6. 1 ~ R7. 5. 31 R7. 6. 1 ~ R9. 5. 31
シラヒゲウニの採 捕についての指示			H19. 11. 1 ~ H22. 3. 31 H22. 4. 1 ~ H25. 3. 31 H25. 4. 1 ~ H28. 3. 31 H28. 4. 1 ~ H31. 3. 31 (改正施行：採捕禁止期間を拡大) H31. 4. 1 ~ H32. 3. 31 R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31 R3. 5. 21 ~ R6. 3. 31 R6. 4. 1 ~ R9. 3. 31

ウナギの採捕についての指示	H25. 5. 10～H28. 3. 31 H28. 4. 1～H29. 3. 31 H29. 5. 23～H30. 3. 31 H30. 4. 1～H33. 3. 31 R3. 4. 1～R6. 3. 31 R6. 4. 1～R9. 3. 31	H25. 5. 10～H28. 3. 31 H28. 4. 1～H29. 3. 31 H29. 5. 23～H30. 3. 31 H30. 4. 1～H33. 3. 31 R3. 4. 1～R6. 3. 31 R6. 4. 1～R9. 3. 31	
---------------	--	--	--

<廃止指示一覧>

指示事項	鹿児島海区	熊毛海区	奄美大島海区
アミのまき餌、爆弾釣りの禁止に関する指示	S48. 12. 1～H21. 3. 31 S50. 12. 1～H21. 3. 31 S52. 10. 1～H21. 3. 31 S55. 1. 14～H21. 3. 31 S55. 10. 1～H21. 3. 31 S56. 7. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H24. 3. 31 (H24. 3. 31 限り廃止)	S56. 5. 1～H19. 3. 31 H19. 4. 1～H20. 3. 31 H20. 4. 1～H23. 3. 31 (H23. 3. 31 限り廃止)	S49. 1. 1～H19. 1. 5 (H19. 1. 5 限り廃止)
空釣りぎ漁法等に関する指示	H4. 4. 1～H5. 3. 31 H5. 4. 1～H8. 3. 31 H8. 4. 1～H10. 3. 31 H10. 4. 16～H12. 3. 31 H12. 4. 1～H15. 3. 31 H15. 4. 1～H18. 3. 31 H18. 4. 1～H20. 3. 31 (H20. 3. 31 限り廃止→調整規則に移行)		

内水面漁場管理委員会指示期間一覧

指示事項	鹿児島県内水面 漁場管理委員会
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	H17. 4. 1 ～H18. 3. 31 H18. 4. 1 ～H19. 3. 31 H19. 4. 1 ～H20. 3. 31 H20. 4. 1 ～H21. 3. 31 H21. 4. 1 ～H22. 3. 31 H22. 4. 1 ～H23. 3. 31 H23. 4. 1 ～H24. 3. 31 H24. 4. 1 ～H25. 3. 31 H25. 4. 1 ～H26. 3. 31 H26. 4. 1 ～H27. 3. 31 H27. 4. 1 ～H28. 3. 31 H28. 4. 1 ～H29. 3. 31 (改正施行：キャッチアンドリリースを解禁) H29. 4. 1 ～H30. 3. 31 H30. 4. 1 ～H31. 3. 31 H31. 4. 1 ～H32. 3. 31 R 2. 4. 1 ～R 3. 3. 31 R 3. 4. 1 ～R 4. 3. 31 R 4. 4. 1 ～R 5. 3. 31 R 5. 4. 1 ～R 8. 3. 31 R 8. 4. 1 ～R11. 3. 31
ウナギの採捕に関する指示	H25. 5. 10～H28. 3. 31 H28. 4. 1 ～H29. 3. 31 H29. 5. 23～H30. 3. 31 (改正施行：採捕禁止期間を拡大) H30. 4. 1 ～H33. 3. 31 R 3. 4. 1 ～R 6. 3. 31 R 6. 4. 1 ～R 9. 3. 31